

岡山市国際交流協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市と都市縁組等を締結している都市との交流をはじめ広く国際化事業を推進し、国際間の理解と友好親善並びに市内在住の外国人と日本人市民との相互理解と協働の進展に寄与するため、岡山市国際交流協議会(以下「協議会」という。)に対し、予算の範囲内において岡山市国際交流協議会補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国際友好交流都市・パートナーシップ連携協定締結地域等との交流に関する事業
- (2) 多文化共生社会推進に関する事業
- (3) その他市民の国際化推進のために必要な事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、協議会とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金額の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 交際費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 原材料費
- (9) 備品購入費

(10) 負担金補助及び交付金

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助事業の実施に際し支出される経費のうち、市長が定める額とする。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、市の補助金が補助事業に係る全収入金額の100分の50以上の割合を占める場合とし、分割して交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。